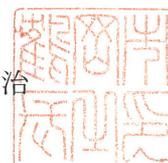


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年 11 月 7 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙のとおり（8 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 11 月 7 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙のとおり

4. 地域農業の将来のあり方

別紙のとおり

5. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙のとおり

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況						4. 地域農業の将来のあり方			5. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
			個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者	その他の農業者	担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
1	須走	R1.11.7	8	0	0	7	0	1	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・耕畜連携に積極的に取り組んでいく。 ・段階的に連担化するための計画を作成する。 ・直播の面積を順次拡大しコスト低減を図る。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
2	西渡前	R1.11.7	9	1	0	8	0	2	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者についてはしばらく現状維持と思われる。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
3	中川代	R1.11.7	22	1	0	15	1	7	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 耕作放棄地を解消する。	・中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。 ・耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑地地の活用を図る。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。 ・地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営技術など、お互いに不得意分野を教えあう。中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
4	玉川・清水	R1.11.7	8	0	0	7	0	1	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の移得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
5	今野	R1.11.7	8	0	0	7	1	0	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の移得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付け、水管理、集落等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
6	白山	R1.11.7	2	0	0	2	0	0	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 耕作放棄地を解消する。	・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
7	馬渡	R1.11.7	17	0	0	14	1	2	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める。 ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する。 ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める。 ・ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
8	温海地区	R1.11.7	35	4	0	28	0	11	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 耕作放棄地を解消する。	・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産者のコスト軽減を図り、米のほかの作付品目及び販売方法について検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。 ・地域担い手に集約できない農地については、あつみ農地保全組合による特定作業受委託から、農地中間管理機構への賃貸借契約への移行を進める。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。